

令和8年度 第1回 海老名市住居表示審議会

令和8年6月

＝ 報告事項とする理由について

＝ 報告事項

中新田丸田地区土地区画整理事業に伴う「字区域の変更」 及び「街区割の変更」について

- (1) 中新田丸田地区土地区画整理事業の概要について
- (2) 字区域の変更
- (3) 街区割の変更
- (4) 今後のスケジュールについて

報告事項とする理由について

■ 字区域の変更について、今回新たに住居表示が実施される河原口地区の一部（河原口字五大縄）は、中新田丸田地区土地区画整理事業の区域内であり、編入先である中新田二丁目の一部と一体的な土地利用を図ることについて、地元自治会と調整済みである。

■ 河原口地区の一部（河原口字五大縄）の住民は1世帯のみであり、また、当該世帯は中新田丸田地区土地区画整理事業組合の一員でもあることから、字区域の変更について了承済みであり、その他市民への影響も限定的である。

参考：海老名市住居表示審議会条例 一部抜粋

（設置）

第1条 この条例は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)の規定に基づく、本市の住居表示に関し、その円滑な実施を図るため市長の諮問機関として海老名市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

（審議事項）

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 実施の区域及び期日に関すること。
- (2) 実施区域内の町割及び街区割並びにこれ等の名称に関すること。
- (3) その他住居表示について市長が必要と認めた事項

◆以上の理由から、字区域の変更についても報告事項として整理します。

【報告】 中新田丸田地区土地区画整理事業に伴う「字区域の変更」及び「街区割の変更」について

（１）中新田丸田地区土地区画整理事業の概要について

- 居住機能を集積させるとともに地域特性を活かした複合的な新市街地の形成を図る地区として、海老名市都市マスタープランにおいて位置付けている地区である。
- 厚木駅を中心とした「地域交流拠点」における地域の交流及び生活拠点としての機能の拡充を目指している。
- 中心市街地に近接した地域特性を活かし、今後見込まれる人口増加の受け皿だけでなく、将来的な人口減少社会にも対応できるよう、みどりの基本計画に基づいた近隣公園の整備による住環境の改善を図りつつ、昨今の豪雨災害の激甚化に対応可能な調整池の整備を通じた災害防止機能の強化により、魅力ある持続可能なまちづくりの実現を目的としている。

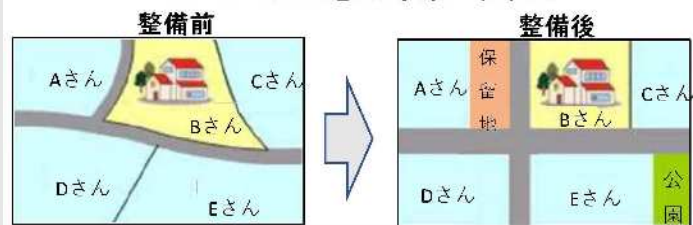
土地区画整理事業とは

■ 区域内の地権者が自己の土地の一部を提供して、道路や公事業園などの公共施設を整備し、新しいまちをつくる地権者主体の事業です。なお、地権者から提供された土地の一部は「保留地」として売却され、整備工事費などの事業費に充てられます。

<最近の施行事例>

- ・ 海老名駅西口地区（ららぽーと周辺）
- ・ 運動公園周辺地区（海老名運動公園東側）

土地区画整理事業の仕組み



中新田丸田地区の整備計画概要等

- 事業主体：中新田丸田地区土地区画整理事業組合
- 事業面積：約6.7ha
- 整備内容：道路、公園、宅地造成等
- スケジュール：右下表のとおり



※宅地造成工事が完了したエリアから順次、建築等の土地利用が始まります。



時期（予定）	主な内容
令和6年4月	組合設立
令和6年6月 ～ 令和9年3月	地盤改良工事
	インフラ整備工事 （上下水・道路・公園等）
	宅地造成工事

※予定・イメージ図のため、変更の可能性があります。



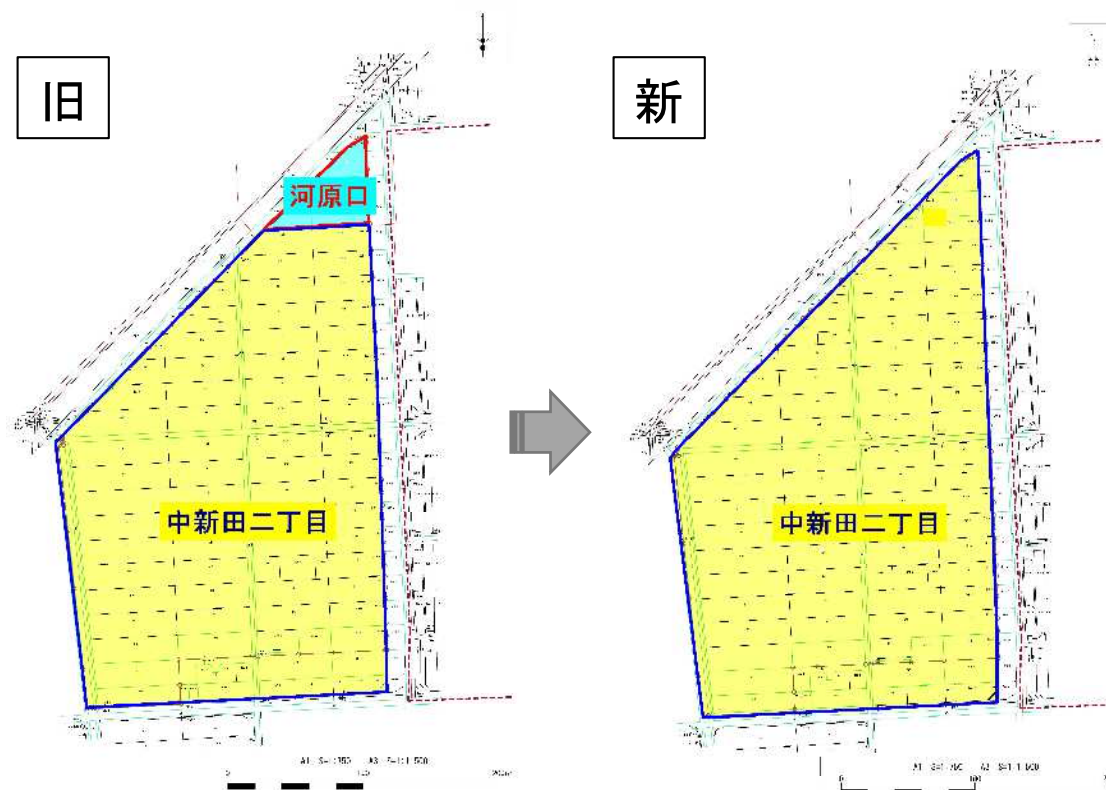
【報告】 中新田丸田地区土地区画整理事業に伴う「字区域の変更」及び「街区割の変更」について

(2) 字区域の変更

■ 字区域の変更に伴う報告事項について

報告事項1 実施区域について

- 中新田丸田地区として一体的な土地利用を図るため、河原口地区の一部（河原口字五大縄）を中新田二丁目に編入する。
- 編入される河原口地区の一部（河原口字五大縄）の住民も土地区画整理事業組合の一員であり、字区域の変更について了承済み。



報告事項2 字区域の変更に伴う実施期日について

- 字区域の変更に伴う実施期日は令和9年4月1日（木）とする。

- 編入される河原口地区の一部（河原口字五大縄）の住民の移転時期及び中新田丸田地区の供用開始時期を考慮して設定。

【報告】 中新田丸田地区土地区画整理事業に伴う「字区域の変更」及び「街区割の変更」について

(3) 街区割の変更

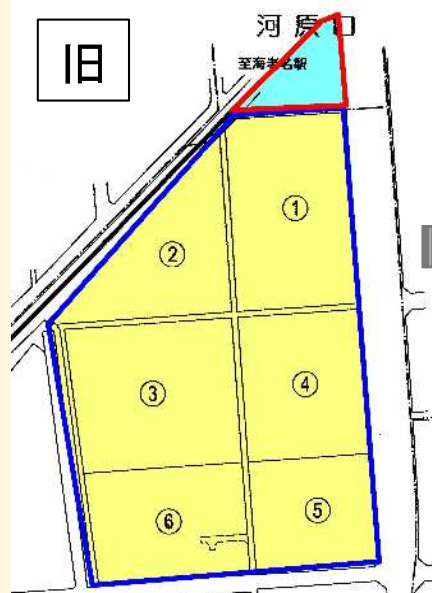
街区割の変更に伴う報告事項について

報告事項1 街区ごとの概要について

- 北側大規模ブロックをまとめて1番街区として設定。商業施設用地、共同住宅用地、近隣公園が含まれる。
- 2番、3番、4番街区は主に戸建て住宅用地。4番街区には一部、商業施設・共同住宅用地も含まれる。
- 5番及び6番街区の一部は区画整理事業の区域外のため、既存のままの土地利用となる。

報告事項2 街区割の変更に伴う実施期日について

- 河原口地区の一部を除き、街区割の変更に伴う実施期日は令和8年11月1日(日)とする。
- 字区域の変更と併せて、令和9年4月1日(木) 付けで1番街区の街区割の変更を再度行う。



【報告】 中新田丸田地区土地区画整理事業に伴う「字区域の変更」及び「街区割の変更」について

（４）今後のスケジュールについて

- 河原口地区の一部の住民の移転時期を考慮し、河原口地区の一部を除いた地域の街区割の変更を令和８年11月１日付けにて施行。
- 字区域の変更については、30日間の公示後、令和８年12月議会へ上程し、令和９年４月１日に施行。
- 河原口地区の一部を１番街区へ含めるため、字区域の変更と同時に４月１日付けで街区割を再度変更。

	令和８年							令和９年			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
字区域の変更	第1回住居表示審議会 意見×26日	公示（30日間） 7月1日～30日		庁議			市議会へ上程	告示・知事報告			4月1日 字区域・街区割変更 施行
街区割の変更					告示・知事報告	11月1日 街区割変更 施行					

海老名市住居表示整備実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住居表示に関する法律（昭和37年法律119号。以下「法」という。）に基づき、市街化が進んでいる地域における合理的な住居表示の実施に関して必要な事項を定める。

(住居表示の方法)

第2条 住居表示の方法は、法第2条第1号に規定する「街区方式」とする。ただし、市長が地域の特性に応じ、やむを得ないと認めた場合は、法第2条第2号に規定する「道路方式」とすることができる。

(町の名称等)

第3条 町の名称は、従来の町（字）の名称に準拠することを基本とする。ただし、これにより難いときは次のとおりとする。

- (1) 新たに町の名称を付ける場合は、できるだけ常用漢字を用い、読みやすく、かつ、簡明なものとする。この場合において、市内で同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じないようにする。
- (2) 町の名称に丁目を付ける場合は、丁目の起点は海老名駅に最も近い地点とし、放射状に整然と配列し、丁目の数はおおむね5丁目程度とする。

(町の境界等)

第4条 町の境界は、公道、河川、水路、鉄道、その他恒久的な施設により、できる限り明確に定める。

- 2 町の境界線は、道路及び鉄道についてはその側線とし、河川及び水路についてはその中心線とする。ただし、その他の境界線については、境界物の状況を考慮して市長が適宜定める。
- 3 町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり又は飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成するようにする。
- 4 町の規模は、市街地の用途、人口、家屋の密度、地形等を勘案し、おおむね66,000平方メートル（約20,000坪）から250,000平方メートル（約75,000坪）の範囲で定める。ただし、その区域内に学校、運動場、山林、大工場等（従業員数300人以上の工場等をいう。）がある場合は、この限りでない。

(街区の境界等)

第5条 街区の境界及び面積については、次のとおりとする。

- (1) 街区の境界は、公道、河川、水路、鉄道、その他恒久的な施設又は著名な地物によって定める。
- (2) 街区の境界を私道によって定める場合は、当該私道が公衆用として利用されているもので、かつ、容易に変更されないものを採用する。
- (3) 街区の面積は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとし、その面積は、おおむね3,300平方メートル(1,000坪)から5,000平方メートル(1,500坪)、戸数30戸程度とする。

(街区符号)

第6条 街区符号の付け方については、次のとおりとする。

- (1) アラビア数字を用いて「番」を付けて呼称し、数字の番号は一定の順序をもって付けること。
- (2) 起点及びその配列は、海老名駅に最も近い街区を起点として、連続蛇行式に付けること。

(住居番号等)

第7条 住居番号は、原則として別表第1に掲げる建物等に対して付けるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項に掲げる住居番号は、住居番号の基礎となるべき番号(以下「基礎番号」という。)を付けるものとし、その表示方法は、別表第2のとおりとする。

3 前項に掲げる基礎番号は、第14条に規定する住居表示台帳に基づき、次のとおりとする。

- (1) アラビア数字を用いて「号」を付けて呼称すること。
- (2) 街区の境界線をあらかじめ一定の間隔(以下「フロンテージ」という。)に区切り、基礎番号を付ける。
- (3) 前号に掲げるフロンテージは、5メートルから10メートルとし、1辺に5メートル未満の端数が生じたときは、その端数を直前のフロンテージに含める。ただし、地形、建物等の特殊性がある場合は、この限りでない。
- (4) 基礎番号は、海老名駅に最も近い街区の角を起点とし、右回りに順次番号を付ける。ただし、地形、建物等の特殊性がある場合は、この限りでない。

(5) 街区の角が曲線の場合は、角に相当する適当な点を起点として定める。

3 住居番号は、次の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。

(1) 建物等の主要な出入口が街区の境界線となる道路に接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところに付けられている基礎番号を住居番号とする。

(2) 建物等の主要な出入口が街区の境界線となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が、街区の境界線と接するところに付けられている基礎番号を住居番号とする。

4 特殊な場合の住居番号は、次のとおりとする。

(1) 建物等の主要な出入口又は通路の中心が、二つの基礎番号の境目にある場合は、原則として若い数字の基礎番号を住居番号とする。

(2) 建物等の出入口が2以上ある場合は、主要な出入口一つを選定し、その出入口が接している基礎番号を住居番号とする。

(3) 一街区の全部を一つの建物等が占めている場合は、当該建物等の主要な出入口が接している基礎番号を住居番号とする。

(住居番号に対する枝番号の特例)

第8条 同一の住居番号が生じる場合、次により枝番号を付けて住居番号とすることができる。

(1) 一つの基礎番号に複数の建物等が該当する場合、新たにその建物等に対し基礎番号の順と同じ方向に枝番号を付けて住居番号とする。

(2) 開発等により新設された道路の周囲に建てられる建物等について、同一番号が生じる場合は、次によるものとする。

ア 袋小路については出入口の中心を起点とし、両側線に独立したフロンテージを5メートルから10メートルの間隔で区切り、右側を奇数、左側を偶数として順次枝番号を付ける。

イ 道路により2方の街区境界線に通じる場合は、その道路の2分の1の中心点をもって2箇所の基礎番号に振り分け、アの規定と同様に枝番号を付ける。

ウ 住居番号は、基礎番号及びア又はイの規定によるフロンテージの番号を合わせる枝番号方式とする。

(団地における住居表示)

第9条 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、会社等が主として住宅の用に供するため、一団の土地に集団的に住宅を建設し、又は建設しようとする地域（以下「団地」という。）における町の名称、町の区画、街区の区画及び住居番号の付け方については、次のとおりとすることができる。

（１） 町の名称については、住居表示の観点から合理的であると認められるときは、〇〇団地という呼称を用いる。

（２） 町の区画については、その団地を一町とする。この場合において、数町を形成する規模を有するときは、その形状及び周辺地域との関連性を勘案して、その団地をもって数町を形成する町とする。

（３） 街区の区画については、幅員がおおむね４メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路をいう。）によって区画された区域を一街区とする。この場合において、その街区の中に団地以外の他の建物が入り組んで存在するときは、その建物及び敷地を含めて一街区とする。

（４） 住居番号の場合は、次によるものとする。

ア 一街区の中に一定の面積で整然と区画されている場合は基礎番号によらず、その１区画ごとに順序よく番号を付けて住居番号とする。

イ 棟番号と各戸に付けられた番号とを合わせて住居番号とする。

ウ 棟番号で既に一定の方式によって整然と付けられているものは、そのまま用いる。

エ 各戸の番号は中高層建築物（海老名市開発指導要綱（昭和61年８月１日制定）に規定する中高層建築物をいう。以下同じ。）の場合にあつてはオの規定によるものとし、テラスハウスの場合にあつては起点となる住居を定め、一定の方向に順序よく整然と付ける。

オ 団地内の管理事務所、集会場、病院、学校等の公共施設又は分譲住宅、一戸建住宅等の中高層建築物以外の建物については第６条の規定により街区符号を付け、その住居番号については第７条の規定の例により整然と付ける。ただし、既に建物に棟番号が付けられている場合にあつては、エに規定するテラスハウスの場合の例により住居番号を付ける。

カ 一街区の中の団地外の他の建物の住居番号の付け方は、第７条の規定の例によるものとする。この場合において、当該街区の中高層建築物に付けられる住

居番号と重複しないように考慮する。

（部屋番号を使用する特例）

第 10 条 地階を除く階数が 2 以上、戸数が 4 戸以上の建物で、3 桁以上の部屋番号を使用し、及び構造上区分された数個の部分で独立した住居、店舗、事務所等の用途に供しているものについては、当該建物の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号を合わせて住居番号とする。

（構内建物の住居番号）

第 11 条 会社、工場等の構内に寄宿舍、社宅等のある場合は、原則として会社、工場等の出入口の基礎番号をもって住居番号とする。

（住居表示台帳）

第 12 条 市は住居表示を行う区域について、正確な地図に基礎番号を図示した住居表示台帳を作成し保管する。

2 住居表示台帳は縮尺500分の1によるものとし、街区ごとに作成する。

3 住居表示台帳の付図は、縮尺1,500分の1の各街区の位置図を町単位に作成し、縮尺500分の1の街区ごとの図面の上に添付する。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

《昭和48年7月1日 制 定》

《平成元年11月1日一部改正》

《平成6年9月20日一部改正》

別表第 1（第 7 条関係）

住 居 番 号 付 与 建 物 等

専用住宅用建物	事務所
併用住宅用建物	工場用建物
アパート、ホテル、簡易旅館用建物	倉庫用建物
旅館、料亭用建物	市場用建物
待合用建物	学校（各種学校を含む。）用建物
店舗、百貨店用建物	集会場
劇場、映画館用建物	官公署用建物
キャバレー、ダンスホール用建物	宗教用建物
浴場用建物	公共の用に供する建物
病院用建物	公園等の施設

別表第 2（第 7 条関係）

住 居 表 示

区分	住居地	表 示	略 記
1	通常の 場合	海老名市〇〇〇丁目〇番〇号	海老名市〇〇〇－〇－〇
		海老名市〇町〇番〇号	海老名市〇町〇－〇
2	枝番号 の場合	海老名市〇〇〇丁目〇番〇－ 〇号 (枝番号)	海老名市〇〇〇－〇－〇－〇
3	団地の 場合	海老名市〇〇〇丁目〇番〇－ 〇号 (棟番号)(室の番号)	海老名市〇〇〇－〇－〇－〇
4	部屋番 号を住 居番号 とする 場合	海老名市〇〇〇丁目〇番〇－ 〇号 (基礎番号)(各戸番号)	海老名市〇〇〇－〇－〇－〇

備考 海老名市の前に「神奈川県」を付記すること。

○海老名市住居表示審議会条例

昭和48年6月30日
条例第35号

海老名市住居表示審議会条例

(設置)

第1条 この条例は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)の規定に基づく、本市の住居表示に関し、その円滑な実施を図るため市長の諮問機関として海老名市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 実施の区域及び期日に関すること。
- (2) 実施区域内の町割及び街区割並びにこれ等の名称に関すること。
- (3) その他住居表示について市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 審議会は、委員8名以内をもって組織する。

(平成27条例4・一部改正)

(委員)

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政庁の職員

(平成27条例4・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第6条 審議会は、必要に応じ、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該審議事項に関係のある者のうちから市長が委嘱し、当該審議事項の審議が終ったときに解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- (2) 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月2日条例第4号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

海老名市住居表示審議会 名簿

	役 職	氏 名
1	【学識経験者】 日本郵便株式会社 綾瀬郵便局 局長	サワダ ユウジロウ 澤田 友二郎
2	【学識経験者】 東京電力パワーグリッド(株) 平塚支社 支社長	サンドウ ノブスケ 山銅 信輔
3	【学識経験者】 (株)NTT東日本一南関東神奈川西支店 営業支店長	ワカナ ユウキ 若菜 雄樹
4	【関係行政庁】 海老名警察署 署長	ムラタ タダシ 村田 忠司
5	【関係行政庁】 横浜地方法務局大和出張所 所長	ミヤジ ヨシエ 宮地 良枝

任期：令和7年12月1日～令和9年11月30日